

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 キノシタセツビカブシキガイシャ  
 木下設備株式会社

住所 京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3

代表者氏名 フリガナ ダイヒヨウトリシマリヤク キノシタ アキコ  
 代表取締役 木下 明子 印

電話番号 0774-94-3644

FAX番号 0774-93-0804

メールアドレス ksetubi@kinet-tv.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 2 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 木下設備株式会社  
住 所 京都府相楽郡精華町光台  
七丁目16番地3  
代表者 氏名 代表取締役 木下 明子



水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	キシタツビカブシキガイシャ 木下設備株式会社		
住 所	京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3		
フリガナ 代表者の氏名	ダヒヨウトリシリヤク キシタ アキ 代表取締役 木下 明子		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
代表者の氏名	代表取締役 木下 宏明	代表取締役 木下 明子	令和2年9月29日
役員の氏名	代表取締役 木下 宏明 取締役 木下 明子	代表取締役 木下 明子	令和2年9月29日

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 木下設備株式会社

住 所 京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3

代表者 氏名 代表取締役 木下 明子



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

京都府相楽郡精華町光台七丁目 16 番地 3  
木下設備株式会社

会社法人等番号	1300-01-036680	
商 号	木下設備株式会社	
本 店	<u>京都府相楽郡精華町大字乾谷小字丸山 50 番地</u> <u>の 3</u>	
	京都府相楽郡精華町光台七丁目 16 番地 3	平成 12 年 3 月 25 日変更
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成 10 年 5 月 15 日	
目的	1. 建築工事業 2. 土木工事業 3. 管工事業 4. 給排水、衛生設備工事業 5. 空調設備工事業 6. 補装工事業 7. しゅんせつ工事業 8. 造園業 9. 前各号に附帯する一切の業務	
発行可能株式総数	800 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 800 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	
資本金の額	金 4000 万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 平成 28 年 8 月 21 日変更 平成 28 年 8 月 23 日登記	

京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3  
木下設備株式会社

役員に関する事項  <input checked="" type="checkbox"/>	取締役 <u>木下宏明</u>	平成27年 7月 6日重任 平成27年 7月 9日登記 令和2年 9月24日死亡 令和2年 9月29日登記
	取締役 <u>木下明子</u>	平成27年 7月 6日重任 平成27年 7月 9日登記
	取締役 <u>小林竜哉</u>	平成27年 7月 6日重任 平成27年 7月 9日登記 令和1年 8月20日辞任 令和1年 8月23日登記
京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3 代表取締役 <u>木下宏明</u>  <input checked="" type="checkbox"/>	京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3 代表取締役 <u>木下明子</u>	平成27年 7月 6日重任 平成27年 7月 9日登記 令和2年 9月24日死亡 令和2年 9月29日登記
	京都府相楽郡精華町光台七丁目16番地3 代表取締役 <u>木下明子</u>	令和2年 9月24日代表 権付与 令和2年 9月29日登記
登記記録に関する事項  <input checked="" type="checkbox"/>	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 9月19日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。  
(京都地方法務局管轄)

令和2年10月12日  
京都地方法務局木津出張所  
登記官

安 田 博



# 定 款

木下設備 株式会社

平成28年8月21日 臨時株主総会承認

この字は原本と相違ないことを証明いたします。

令和2年10月12日



木下設備株式会社  
代表取締役 木下明子



# 定 款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、木下設備 株式会社と称する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建築工事業
2. 土木工事業
3. 管工事業
4. 給排水、衛生設備工事業
5. 空調設備工事業
6. 舗装工事業
7. しゅんせつ工事業
8. 造園業
9. 前各号に附帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を京都府相楽郡精華町に置く。

### (機関構成)

第4条 当会社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 当会社の発行する株券は、1株券、5株券、10株券、50株券及び100株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第9条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第10条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株式の割当てを受ける権利等の決定)

第11条 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）を引き受ける者の募集において、株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項の決定は、取締役の決定によって行う。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第12条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。  
ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第13条 当会社の株式につき質権の登録を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第14条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券

- を添えて提出しなければならない。
- ② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出しなければならない。

(株式取扱規程)

第15条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか取締役の過半数の決定において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第16条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、基準日後に、募集株式の発行等、吸収合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第17条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(株主総会の開催地)

第19条 株主総会は、本店の所在地又はその隣接地において開催する。  
ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、  
その他の地において開催することができる。

(議長)

第20条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。  
② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第22条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第23条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第24条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

### (取締役の員数)

第25条 当会社の取締役は、1名以上とする。

### (資格)

第26条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。

- ② 前項の規定にかかわらず、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって、株主以外の者から選任することを妨げない。

### (取締役の選任及び解任の方法)

第27条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任については、累積投票によらない。
- ③ 取締役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

### (取締役の任期)

第28条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

### (代表取締役及び社長)

第29条 当会社に取締役2名以上いるときは代表取締役1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

- ② 代表取締役は社長とし、取締役1名のときは、当該取締役を社長とする。
- ③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

### (役付取締役)

第30条 前条のほか、取締役の過半数の同意をもって、取締役の中から、専

務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第31条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

② 社長に事故があるときは、取締役の決定において、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第33条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当)

第34条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第35条 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等除斥期間)

第36条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。